

# 支援金詳細

## いばらき業務改善奨励金

賃金引上げ後の事業場内最低賃金が1,040円以上の事業場に、業務改善助成金（国）の自己負担額の1/2を助成します

地域	茨城県
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用 / 設備投資
対象	1．以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：2024年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上になること （従業員50人未満の事業場については、2023年4月以降の賃上げから対象） イ：2024年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること 2．業務改善助成金（国）を活用すること
公募期間	2024年9月24日～2025年1月31日
上限金額・助成金	100万円、補助率：業務改善助成金（国）の自己負担分の1/2
給付要件	補助対象経費：生産性向上のための設備投資等 業務改善助成金（国）と同様
その他	
問合せ先	産業戦略部労働政策課労働経済・福祉 電話：029-301-3635
URL	<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/gyoumukaizen.html">https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/gyoumukaizen.html</a>